

児童手当制度について

●制度の目的

児童手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに支給するものです。児童手当を受給された方には、児童手当の趣旨に従って、児童手当を用いなければならない責務が法律上定められています。

●受給できる方(保護者)

上三川町に住民登録があり、中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育する父母等のうち、生計中心の方。

※児童手当における生計中心者とは、父母等のうち、所得の多い方になります。

※公務員の方は、勤務先での手続きになりますので上三川町役場では申請できません。

●児童手当の月額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たりの月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(※第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

●所得制限

受給者の所得が限度額以上の場合、児童の年齢に関わらず児童1人当たり一律5,000円支給になります。

扶養親族等の数(人)	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0	622	833.3
1	660	875.6
2	698	917.8
3	736	960
4	774	1,002.1
5	812	1,042.1

●支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

振込月	6月	10月	2月
支給対象月	2月～5月分	6月～9月分	10月～1月分

●申出による徴収

上三川町では保育所保育料・学校給食費の申出による徴収を行っております。

●申請について

お子さまが生まれたときや、転出入したときには15日以内に手続きが必要になりますので、住民生活課までお越しください。

●現況届について

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、手当を引き続き受けることができるかを確認するためのもので、6月上旬に各家庭に郵送します。提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

▶問い合わせ先＝福祉課 児童福祉係 ☎569130

漏水にご注意を

「水の使い方は普段と変わらないのに水道の使用量が前回の検針時に比べて著しく多くなった…」といった場合、ご自宅敷地内の水道管から漏水が発生している可能性があります。発見が遅ればそれだけお客様のご負担が増えることとなりますので、早期発見・早期修繕することが大切です。

宅内漏水の見つけ方

ご家庭でお使いになっている全ての蛇口を閉めた状態で水道メーターを確認し、パイロット(写真参照)が回り続けている時は、漏水が発生している可能性があります。この場合、町指定の給水装置工事業者に修繕を依頼してください。(※この際の修繕費用はお客様の負担となります。指定店についてはホームページや役場窓口でご確認ください。)

ファミリー・サポート・センター依頼会員募集

ファミリー・サポート・センターとは、地域において「子育ての手助けをしてほしい方(依頼会員)」と「子育てのお手伝いができる方(提供会員)」が会員となって、助け合う会員組織です。

町では、依頼会員の募集をしています。

会員になるための条件や利用料金は下記のとおりです。

【依頼会員(子育ての手助けをしてほしい方)の条件】

・町内に居住又は勤務している方で、生後6か月から小学6年生以下の子どもの保護者

【具体的な援助内容】

- ・保育所、幼稚園、放課後児童クラブなどの保育施設等の保育開始前や保育終了後に、子どもを預かること。
- ・保育施設等までの送迎を行うこと。
- ・学童保育終了後、子どもを預かること。
- ・学校の放課後、子どもを預かること。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かること。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かること。



【利用料金】

月曜日から金曜日の午前7時から午後7時まで	1時間あたり700円
土・日・祝日及び年末年始並びに上記以外の時間帯	1時間あたり800円
交通費	1回あたり200円
送迎に公共交通機関、タクシーを使用した場合	実費
食事(ミルクを含む)の提供を受けた場合	実費

※上記の利用料金は、依頼会員から提供会員に直接支払ってください。

【申込み方法】

・依頼会員として入会を希望される方は、入会申込書等の提出が必要になりますので、下記の必要なものを揃えて町役場1階福祉課児童福祉係までお越しください。

○受付時間……土・日・祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分(ただし正午～午後1時を除く)

○必要なもの……印かん、会員証用写真2枚(縦4cm×横3cm)

【補償保険】

・会員になると、自動的にファミリー・サポート・センター補償保険に加入となります。保険料は町が負担します。

※提供会員の援助可能な曜日・時間帯によって、ご希望に応じられない場合があります。

町では、提供会員の募集も随時行っています。

▶問い合わせ先＝福祉課 児童福祉係 ☎(56)9130

▼問い合わせ先＝
上下水道課 業務係
☎(56)9168

なお、地下や床面内部等の目に見えない水道管からの漏水の場合、修理を行った指定店の証明によって漏水時の水道料金を一部減免する制度(漏水減免制度)がございます。詳しくは上下水道課までお問い合わせください。



全ての蛇口を閉めた状態でもパイロットが矢印の方向に回転している時は、水道メーターから先の部分で漏水している可能性があります。